

# 秋



for HEBEL MAISON OWNERS



# 税務調査が入りにくい 相続税の申告書づくりとは？

落合会計事務所 税理士／落合 孝裕

**30%に税務調査、うち  
85%が申告漏れ**

相続税の申告後、税務調査が入るのは全体の約30%となっています。しかも、調査に入ったうち申告漏れの割合は、約85%という高さになります。

税務署は無作為で調査に入っているわけではありません。あらかじめ申告書をつくまなくチェックし、場合によっては銀行等を事前に調べて、疑わしい申告を中心に調査を行っています。

申告漏れ財産の内訳は、下のグラフの通りとなっています。申告財産では土地の割合が多いのですが、申告漏れは現金・預金が一番多くなっています。

**税務調査が入りにくい  
申告書とは？**

まず、現金・預金を間違いなく申告することがポイントです。具体的には次のようなことがあげられます。

## ① 名義預金を申告しているか

たとえば、ご主人の相続で、専業主婦の奥様名義の預金が数百万円、数千円あるような場合です。奥様が自分の親の相続や過去の仕事で貯めたお金が原資となっているか、あるいは贈与税の申告をしていれば良いのですが、そうでない場合は、この預金は亡くなったご主人の財産として計上する

必要があります。

## ② 3年以内の贈与財産は計上済みか

相続前3年以内の相続人への贈与は、相続財産に持ち戻して相続税を計算する必要があります。ある程度資産がある方は、子どもや孫に生前贈与していることがよくあります。相続が起った場合、このうち子どもへの贈与で相続前3年以内のものは、相続財産に持ち戻すこととなります。

## ③ 直前の引き下ろし分は計上済みか

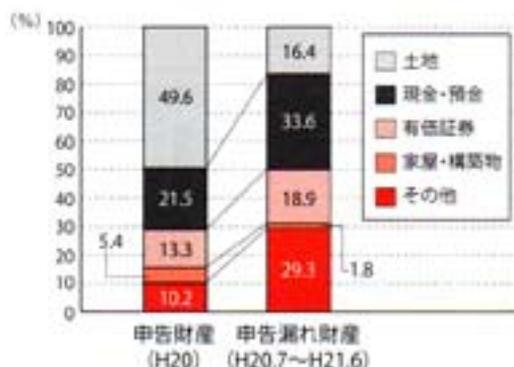
相続が起こった事実が銀行にわかると、当人名義の預金は封鎖されます。そうになると、遺産分割が整うまでは預金の引き下ろしは全くなできません。そのため、いよいよの時にあらかじめ相続人が数百万円程度、預金を引き下ろすことがよくあります

が、直前に引き下ろして相続時に手元に残っている金額は、相続財産として申告すべきものになります。

## ④ 手元現金はあるか

③以外にも、生活費として多少のお金を自宅に置いておくことが一般的です。例えば数万円でも、きちんと調べて申告書に計上しなくてははいけません。

グラフ：申告漏れ財産の内訳(国税庁)



以上、これらの点が申告書に計上してあれば、税務調査が入る可能性はぐっと少なくなります。

また、相続申告で、配偶者が引き継いだ財産については、法定相続分が1億6千万円かそれが多い金額までは、相続税がかかりません。これが税務調査で、故意に隠していたと認定されると、この規定が適用できなくなるばかりか、さらに重加算税で35%も多く税金を払うこととなります。これらに、十分注意して申告書を作成するようにならねばなりません。



税理士

**落合 孝裕**  
(おちあいたかひろ)

確定申告、相続税に詳しく、切り口鋭く明快なアドバイスをくださる落合先生。朝7時から出勤され、大勢の若いスタッフと精力的にお仕事をこなされているそうです。決算書、会社税務、事業承継、税制改正などに関するセミナー経験も豊富です。

平成8年9月、世田谷区にて落合会計事務所開業。旭化成ホームズ、中小企業大学校、東京商工会議所世田谷支部、日本出版販売㈱ 他セミナー経験多数。主な著書は、「ポイント早わかり 減る税金 増える税金」(中経出版/2010) 他。

## 落合会計事務所

〒158-0097  
世田谷区用賀2-14-11 プリュンヒルデ4階  
TEL 03-5716-6528 FAX 03-5716-6529  
<http://www.ochiikaikei.com>